

第5回小金井市市民協働のあり方等起草委員会次第

- 1 日 時 平成23年12月27日（火）午後6時30分～9時30分
- 2 場 所 前原暫定集会施設A会議室
- 3 議 題
 - (1) 起草について
 - (2) その他
- 4 提出資料
 - (1) 起草案（案）
 - ア はじめに（起草5）
 - イ 今なぜ市民協働か（起草5-1）
 - ウ 市民協働に関する小金井市の実態等（起草5-2）
 - エ 市民協働の定義、意義及び原則（起草5-3）
 - オ 市民協働を推進するための条件整備（起草5-4）
 - カ 市民協働を推進するための環境整備（起草5-5）
 - キ 協働事業における契約等のあり方（起草5-6）
 - ク （仮称）小金井市市民協働支援センターのあり方等（起草5-7）
 - (2) 起草案の項目（案・その2）（起草5-8）

起草案の項目（案・その2）

- 1 今なぜ市民協働か。
- 2 市民協働に関する小金井市の実態等
 - (1) 制度や条例等に見る小金井市の現状
 - (2) 市民協働に関する小金井市実態調査結果
 - ア 調査の概要
 - イ 協働事業の実態
 - ウ 職員の意識等
 - エ 問題点
 - (3) 市民協働に関する小金井市の方針等
 - ア 小金井市協働推進基本指針
 - イ 第3次行政改革大綱
 - ウ 第4次基本構想・基本計画
- 3 市民協働の定義、意義及び原則
 - ※ 「方針」をどうするか。
- 4 市民協働を推進するための条件整備
 - (1) 行政組織の整備
 - ア 専担課の整備及び専担職員の配置
 - イ 庁内の横断的な市民協働推進組織の整備
 - (2) 市民協働を推進するための制度等の整備
 - ア 条例の整備
 - ※ 条例に基づく権限を有する第三者委員会の設置を含む。
 - イ 協働事業提案制度の創設
 - (ア) 市民提案型協働事業
 - (イ) 行政提案型協働事業
 - (3) 市が単独で実施している一部事業を協働事業として位置づける方策
 - (4) 現在市民活動団体が担っている事業の改善
 - ※ 市が協働事業と位置づけていない事業も含む。
 - (5) 財源の確保
 - (6) 市民活動団体に対する支援
 - ア 補助金・助成金などの財政支援（基金の創設を含む）

- 5 市民協働を推進するための環境整備
 - (1) 市職員の協働意識の向上
 - (2) 市民、市民活動団体等の協働意識の向上
 - (3) 協働の担い手としての町会・自治会及びその活性化
 - (4) 市民活動団体等のリスト化

- 6 協働事業における契約等のあり方
 - ※ 協働事業における契約のあり方等検討委員会による検討結果報告書を基に、まとめる。
 - (1) 契約に関する現行制度の特徴等。
 - (2) 協働事業における現行契約の問題点
 - (3) 協働事業における契約のあり方
 - (4) 協働契約書の実現に向けて

- 7 (仮称) 小金井市市民協働支援センターのあり方等
 - (1) 設置の目的・理念
 - (2) 名称
 - (3) 設置場所
 - (4) 必要な機能 (ソフト機能)
 - ア 相談
 - イ 協働のコーディネート
 - ウ 情報収集・発信
 - エ 資金調達支援
 - オ 市民協働の担い手等の人材発掘・養成 (研修を含む)
 - カ 調査研究・政策提案
 - (5) 施設・設備 (ハード機能)
 - ア 活動場所の提供
 - イ 活動機材の提供
 - (6) 実施事業
 - (7) 運営のあり方
 - ア 開館日時
 - イ 運営方式
 - ウ 運営体制
 - エ 運営委員会の設置
 - (8) ボランティアセンターとの関係